

道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日から

すべての
自転車利用者に

乗車用ヘルメットの 着用が努力義務化

されました。

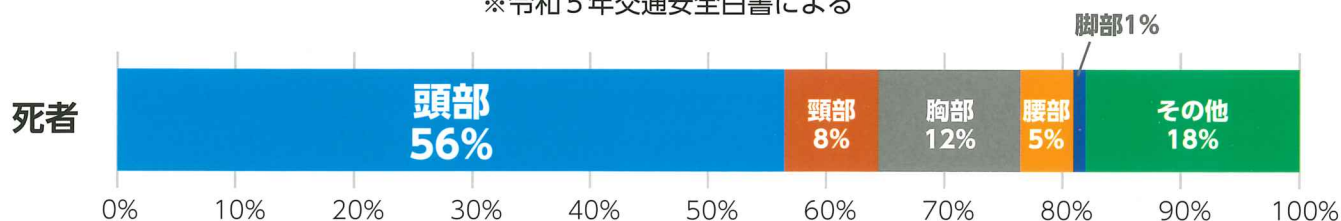


改正後

1. 乗車用ヘルメットを着用するように努めなければならない。
2. 他人を自転車に乗車させるときは、他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければならない。
3. 保護者は、児童又は幼児が自転車を運転するとき、乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければならない。

ヘルメット非着用の自転車乗車中死者の損傷種部位別比較

※令和5年交通安全白書による

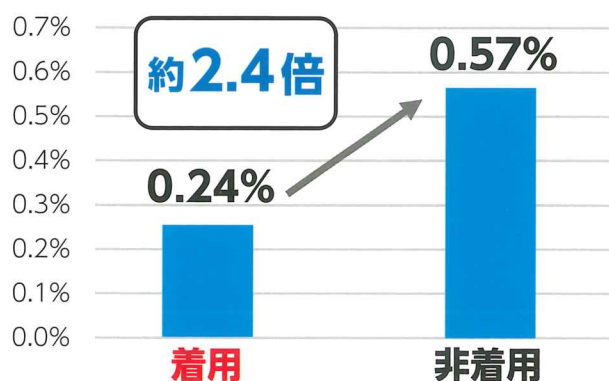


油断していませんか?

ヘルメットを着用しない場合の致死率は
着用時と比べ **約2.4倍** 高くなります。

自転車に乗るときは
ヘルメットは
正しく着用しましょう!!

【ヘルメット着用状況別の致死率】



※令和5年交通安全白書による